

平成24年度佐渡市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

【基本方針】

佐渡市では少子高齢化の進展と人口の減少や家族形態の多様化等により、コミュニティ機能の低下が進む中、一人暮らし高齢者の見守りや日々の買い物など家族や公的制度だけでは解決できない様々な問題があります。

一方、住民一人ひとりが、自らの住む地域について見つめなおし、地域を支える一員としてコミュニティの再構築のために、ボランティアや福社会などの地域福祉活動に参画する動きがみられます。

このような中、本会は地域福祉活動の推進機関として関係機関や団体と連携し、市民の福祉ニーズに立脚した福祉事業の展開や、住民参加による地域福祉活動の推進を図らなければなりません。特に集落や民生委員児童委員との連携は地域の見守りネットワークづくりには欠かすことができないため、協力体制を強固にする必要があります。

市から譲渡を受けた地域交流センター、福祉センター、デイサービスセンター、老人福祉センター等は今後多額な修繕経費が想定され、経営を圧迫すると考えられるので、利用者の増となる斬新なサービスの取り組みや新たな事業を考え、収益の確保となる経営を検討していかなければなりません。

介護保険事業所についても、入所施設の増設や他の事業者の参入等により利用者の確保が更に難しくなると予想されるため、サービスの拡充を図ると同時に、経費節減に努め経営の安定を図る必要があります。

それには、平成23年度に策定した社協発展・強化計画を十分に反映させた事業内容となるよう特に留意し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに向け、以下の事業に積極的に取り組んでいきます。

【重点目標】

1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

高齢になっても障がいがあっても、地域で尊厳のある自分らしい生き方ができるように、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題について、地域で協力して解決していくことが求められます。自分たちの地域は自分たちで支え合うという意識を高め、ともに活動していく風土づくりに努めます。

2 成年後見センターの設置

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が低下した方が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発及び後見人等の受任を行い、高齢者や障がい者等の権利擁護支援の推進に努めます。

3 ボランティア活動の推進

住民相互が助けあい安心して暮せる地域づくりのため、市民の善意を有効かつ適切に活用し、ボランティアの啓発・普及・育成等を行います。また、ボランティア相互の親睦、連携を図るとともにボランティア連絡協議会の組織化を推進します。

4 総合相談、生活支援による問題解決

市民が抱える生活全般の心配ごとや悩みごとを気軽に相談できる身近な相談所を開設するとともに、日常生活自立支援や生活福祉資金貸付等により高齢者等の生活支援に努めます。

また、地域包括支援センター等においては、高齢者の総合相談窓口として、心配ごとや悩みごとを気軽に、安心して相談できるよう努め、地域住民の保健・医療の向上及び福祉増進を図ります。

5 介護サービス事業の経営強化と発展

在宅介護サービスにおいては、当協議会が独占に近かった事業も、近年では、多種多様な民間業者の参入により、利用者の確保が厳しくなると予想されます。利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる支援体制を整備し、ニーズに応じたサービス内容の拡充と、良質なサービスの提供に努め、利用者や家族から選ばれる事業所を目指します。

また、介護サービス事業は、当協議会の理念をかなえる役割とともに安定的な財源を確保する重要な役割を果たすため、次の4つを重点におき経営の安定化を図り、収入の確保と、より一層の経費節減に努めます。

- ・ 職員の配置数や正規職員比率を工夫し、人件費を抑制します。
- ・ 大量に使う物品等は入札や共同購入で経費を抑えます。
- ・ リース車両の更新は各事業所の必要台数をまとめて一括契約することで価格を抑えます。
- ・ 事業所内における業務委託の見直しを行い経費節減に努めます。

6 福祉センター、地域交流センター等の経営強化と発展

福祉センターについては、地域の福祉活動の拠点として活用をはかるとともに、市内全域を視野に入れた事業を行い、施設全体としての収益をあげるなど、施設の有効活用を努めます。

地域交流センター(温泉、プール、宿泊施設)は、地域住民の健康増進、心身の保養及び、憩いの場を提供します。加えてサービスや接客態度、運営のあり方を改善し、売上げを伸ばす努力をします。

【実施計画】

1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

(1) 地域福祉懇談会の実施

地域のニーズ・課題の把握や社協の目的、事業活動の周知に努めます。住民の福祉に対する関心を高めることを目的に開催します。

(2) 見守り活動の推進

単身高齢者世帯等への近隣住民の定期的な訪問や、支援のネットワークによる声かけ、訪問、気配りなどを行い不安や孤独感の解消を図ります。

- ・地域福祉懇談会の開催
- ・社協事業所間や民生委員・児童委員と連携した地域課題への対応と情報収集に努めます。
- ・未実施地区について住民主体の見守り・支え合い活動を実施します。

(3) 地域の茶の間・いきいきサロン等の実施

日中孤立しがちな高齢者が、地域の茶の間・ふれあいいきいきサロンにより閉じこもりの予防や仲間との交流による孤独感の解消を図ります。

- ・地域福祉懇談会の開催
- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える地域の居場所づくり支援
- ・地域の茶の間実施団体への活動助成
- ・いきいきサロン実施団体への活動助成
- ・民生委員・児童委員と連携した地域課題への対応・情報収集に努めます。
- ・支所間同士の交流会の開催

(4) 地域福祉会の組織化の推進

地域ぐるみの福祉の推進に向けコミュニティー（集落）単位に地域福祉会を結成し、住民主体の地域福祉活動の支援を行います。

- ・地域福祉懇談会の開催
- ・地域福祉会への活動助成（活動実績に応じた助成配分）
- ・民生委員・児童委員と連携した地域課題への対応・情報収集に努めます。
- ・未実施地区について住民主体の福祉会の組織化を推進します。

(5) ふれあい招待昼食会の実施

ボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者等を昼食に招待することによって、地域の交流を進め、孤独感の解消等を図ります。

- ・個人負担金 100 円の徴収。弁当代 600 円とします。

(6) おはようコール（お元気コール）の実施

単身高齢者等の安否の確認を電話で行い健康状態の把握や孤独感の解消を図ります。

- ・社協事業所間や民生委員・児童委員と連携し、利用者増に努めます。

(7) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者が集い、気軽に相談や話し合いを行い、介護負担の軽減を図ります。

- ・ケアマネージャーへの周知を図り、参加者を募ります。

(8) 生活支援ボランティア事業(ごむしんネット)

高齢者や障がい者に対し、有償のボランティアを派遣し、話し相手や、ゴミ出し、郵便物の確認、出入り口の除雪、買い物等の生活支援を行います。

- ・社協事業所間や民生委員・児童委員と連携し、利用者増に努めます。

(9) 配食サービスの実施

配達などにボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者世帯等にお弁当等を届けるとともに安否確認を行います。

- ・社協事業所間や民生委員・児童委員と連携し、利用者増に努めます。

(10) 移送サービス事業の実施

公共交通機関を利用することが困難な高齢者や車椅子利用者の通院等を支援します。

- ・社協事業所間や民生委員・児童委員と連携し、利用者増に努めます。

(11) 歳末たすけあい事業の実施

市民の歳末たすけあい募金により、要援護者に対し次のようなサービスを提供します。

- ・障子の張替
- ・鏡餅、年越しそばの配布
- ・おせち料理の配布
- ・神棚、仏壇、家の中の清掃
- ・出張理容サービス

(12) 職員の資質向上のための研修会

- ・期待される地域福祉事業展開のため、住民主体・参加を基本に福祉ニーズの把握や柔軟性のある活動を共通認識のもとに活動を進めます。
- ・研修会の開催

(13) 障がい者の地域生活支援

- ・生活上の不安や支障を抱えた障がい者が安心して地域で暮らすために、市、団体、社協事業所間が連携し、新たな福祉サービス事業の展開に努めます。
- ・ニーズ把握のために障がい者団体と懇談会を実施します。

2 成年後見センターの設置

(1) 成年後見制度の利用等、権利擁護にかかわる相談及び利用支援

- ・本人やその家族及び関係機関等からの相談を受けます。
- ・必要に応じて、日常生活自立支援事業等の社会資源につなげます。

(2) 法人後見人等の受任

家庭裁判所の選任により後見人等となって支援を行うことで、地域のニーズ充足の一端を担うとともに、継続的・安定的な支援活動に努めます。

(3) 成年後見制度等の普及、啓発

- ① 成年後見制度の総合支援窓口として周知、利用促進を行います。
 - ・ポスター、パンフレット作成
- ② 市民や各団体等を対象にして成年後見制度の講座を実施します。

- ・講座の実施 年1回以上
- ・民生委員児童委員定例会での周知
- ・手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会、地域の老人クラブ等へ参加依頼

(4) 権利擁護のネットワークづくり

研修会等を開催し、後見人を受任している親族・専門職や他職種、各種団体との顔をあわす機会を設けることで連携を図りやすくするとともに、権利擁護支援のネットワークを広げます。

- ・研修会の実施

(5) その他

事業の適切な運営を確保するため、運営委員会（弁護士、司法書士、福祉関係者等）を設置し、後見事業の運営や受任に関する助言、事例に関する対応方針等を行います。

- ・運営委員会 年4回

3 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター・ステーションの役割及び機能強化

ボランティア推進のあるべき姿や体制づくりのため、センター・ステーションの見直し、機能強化を図ります。

(2) 災害救援体制の整備

予期せぬ自然災害に備え、市民が災害時の救援活動を迅速に行なえるよう災害救援ボランティアネットワークを拡充します。

- ・災害救援ボランティア講座（体験講座、上級講座）の開催
- ・災害救援ボランティアネットワークの拡充
- ・佐渡市や自主防災組織、関係機関との連携
- ・災害時における地域の体制づくりへの支援
- ・佐渡市総合防災訓練での災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用

(3) ボランティア研修等の実施

ボランティア活動を積極的に推進するため研修会を開催し、人材の発掘・育成に努めます。

- ・次世代のボランティアリーダー・サブリーダー研修会を開催
- ・いきいきサロン事業等スタッフ交流会の開催
- ・ボランティアきっかけづくり講座の開催
- ・運転ボランティア養成講座の開催

(4) 発掘・相談・連絡調整

ボランティアの発掘や各施設・事業所・他団体とのパイプを作りながら、島内全域にわたるボランティア活動を広げます。

(5) 情報収集と情報提供

市民に広く情報を提供するため、社協だより及びホームページにボランティア情報を発信するとともに、市民からの意見・要望等の把握に努めます。

(6) 福祉教育事業の実施

児童のボランティア及び思いやりの心を育てることを目的に、ステーションと連携し、依頼のあった学校に出向き、「出前塾」を実施します。

(7) 24時間テレビチャリティー募金活動の実施

ボランティアとともに24時間チャリティー募金活動を実施します。

(8) ボランティア連絡協議会の組織化

ボランティア相互の親睦、連携を図るとともに、新たなボランティアの発掘や研修会等を行うことにより活動を活発化し、支え合う地域社会の実現を目指すため、ボランティア連絡協議会の組織化を推進します。

4 総合相談、生活支援による問題解決

(1) 心配ごと相談所の開設

市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、相談員が適切な助言、援助を行って地域住民の福祉の増進を図ります。

(2) 弁護士による法律相談の実施

市民の法律相談に対応するため、県弁護士会の協力を得て両津ブロック、相川ブロック、佐和田・金井ブロック、新穂・畑野・真野ブロック及び小木・羽茂・赤泊ブロックで実施します。

(3) 日常生活自立支援事業の推進

要支援者等の自立、日常生活の維持のため福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、支払い、金融機関からの払出・預入等の援助を行います。

(4) 苦情解決の適切な対応

利用者のサービスに対する信頼性の確保を図り、さらに充実したサービス体制を確立するため適切な苦情解決に努めます。

(5) 生活福祉資金等の貸付支援

低所得者、障がい者、高齢者世帯や、失業により生計の維持が困難となった世帯を対象に生活の安定と自立を目的とした資金の貸し付けを行います。

(6) 地域包括支援センターの受託

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活の維持ができるよう総合相談窓口として努めます。

また、3職種の専門性を活かし本人の状況や家族、地域資源を検証しながら効果的な支援に努め、次の4つを重点におき事業を行います。

- ・日常生活が困難な状況にある高齢者を専門的・継続的な視点から支援します。
- ・担当圏域包括ケア会議を通じて、地域のネットワークを強化します。
- ・地域課題の情報を収集し整理します。
- ・アセスメントを適切に実施し、介護予防事業を推進します。

(7) 在宅介護支援センター・ブランチの受託

地域包括支援センターから相当に離れている地域では、高齢者の相談を身近に受け付けるため、在宅介護支援センターを市から受託し、運営します。

- ・両津在宅介護支援センターいわゆり
- ・両津在宅介護支援センターかんぞう
- ・松ヶ崎在宅介護支援センター

(8) 介護予防教室の実施

市の委託を受け、地域の身近な会場で開催し、健康チェック・運動機能を向上させるメニューを取り入れることにより、高齢者が要介護状態になることを予防します。

(9) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者が集い、気軽に相談や話し合いを行い、介護負担の軽減を図ります。

(10) 福祉用具貸与事業

介護保険制度に該当しない方や身体障がい者の方に介護用ベッド、車椅子等の無償貸与を行います。

(11) 介護者教室の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者やこれから介護される方に介護技術を学んでいただき、介護負担の軽減を図ります。

(12) 男の介護教室、料理教室

男性に進んで介護に参加してもらうため、介護技術の基本を学んでいただきます。また、生活面での自立を促すため料理教室を開催します。

- ・ケアマネージャーへの周知を図り、参加者を募ります。

(13) 介護保険外訪問介護事業の実施

介護保険申請中の方及び老人保健施設入所中の方が外泊をされる際にサービスを使いたいとき、必要な援助を提供し、高齢者が健やかに自立した生活が送れるよう支援します。

5 介護サービス事業の経営強化と発展

(1) 訪問介護事業所の経営 5カ所

- ① 利用者のニーズに迅速・柔軟に対応できる体制を整え、利用者や家族から選ばれる事業運営を行います。
- ② 高齢者や障がい者の心身上の問題点を理解し、「利用者本位」「自立支援」に向けて、信頼される事業所を目指します。
- ③ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を密接に行い、利用者の心身の状況にあった良質なサービスを提供し、利用者・家族から選ばれる事業所を目指します。
- ④ 特定事業所加算要件の有資格者の確保や、研修の充実を行うことで、職員の資質向上を図り、より良質なサービス提供に努めます。
- ⑤ 介護保険外サービスの内容拡大を図るため、居宅介護支援事業所及び利用者等にニーズ調査を行い、その調査に基づいて可能な限り求められるサービスの提供を行います。
- ⑥ 介護保険制度の改正に伴い、喀痰吸引等の実施に向け、職員研修を行うと共に医療機関との連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービスの提供を行います。

(2) 訪問入浴介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 居宅での入浴の援助を行うことにより、身体の清潔の保持と心身のリラックス、また、心身機能の維持、及び家族の負担軽減を図り、安全でよりよいサービスの提供に努めます。
- ② 民間業者の参入で、事業所の経営は厳しくなっているため、今まで以上に事業所 PR を積極的に行うとともに、介護支援専門員や関係機関と連携し、利用者の確保に努めます。

(3) 通所介護事業所の経営 10ヶ所

- ① 利用者の身体的、精神的な状態及び家族における介護負担を把握した上で、利用者一人ひとりの自己決定を尊重したサービスの提供を行います。
- ② 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を密接に行い、ニーズを的確に把握するとともに求められるサービスの提供に努めます。
- ③ 介護機器等の衛生管理及び安全管理の徹底、事故や感染予防に努めるとともに、職員研修の充実を図り職員の資質向上、サービスの質の向上を目指します。
- ④ 時間延長等の介護保険外サービスを検討するにあたりニーズ調査を行い、可能な限り運営に反映させ利用者の確保、拡大に努めます。
- ⑤ 地域での福祉拠点として信頼され、身近な施設として利用されるよう周知を図り、安定した経営に努めます。特に過疎化が顕著な周辺地域においては地域ぐるみでの利用促進を図ります。
- ⑥ 利用定員を超えない範囲で障がい者の受け入れを積極的に行います。
- ⑦ 必要な改修等は計画的に実施するとともに、メンテナンスを励行し不具合の未然防止に努め長期の安定した経営を行います。
- ⑧ サービス提供時間を6時間30分から7時間に延長し、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援すると共に、家族介護者の介護負担軽減に努めます。

(4) 短期入所生活介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 利用者や家族のニーズに合ったサービスの提供に努め「利用者本位」「自立支援」に向けた良質なサービスを心がけ、安心して満足いただける施設づくりを目指します。
- ② 段階別の研修等を行い、職員一人ひとりの資質向上を図り、良質なサービスを提供します。
- ③ 地域の要望に応えると共に安定した経営を図るために、送迎範囲の拡大や事業所 PR により利用者の確保に努めます。

(5) 居宅介護支援事業所の経営 12ヶ所

- ① 地域の身近な相談窓口として利用者や家族の要望に応じ、柔軟・迅速に対応します。
- ② 可能な限りその居宅において「自立した日常生活」を営むことができるよう、利用者や家族の希望をお聞きし、心身の状況、その環境に応じた居宅サービス計画を作成します。
- ③ 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供を行い、医療機関、施設や地域関連機関等との連携を図り、市民に選ばれる事業所を目指します。
- ④ 計画的に研修を実施し、職員一人ひとりの専門性の向上を図り、質の高い支援を提供できるようにします。
- ⑤ 介護保険制度の入り口としての役割を果たし、介護サービス事業所の利用促進を図ります。

(6) 認知症対応型共同生活介護施設の経営 1ヶ所

- ① 入居者と共に生活する家庭的な雰囲気の下で、認知症であっても、安らぎと喜びのある生活を継続していけるようなサービスを提供します。
- ② 地域福祉事業やボランティアと連携して、地域交流を積極的に行い、地域との協働による施設運営を図ります。

6 福祉センター等の経営強化と発展

(1) 老人福祉センターの経営

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図ります。

- ・真野老人福祉センター寿楽荘

(2) 福祉センター等の経営

ボランティア活動の推進、研修等の活性化、交流促進など社会福祉の進行に向けた福祉センターの適切な管理運営を行います。

また、保守、業務委託契約について見直し運営に対する補助金の継続を佐渡市と協議します。

- ・両津福祉センターしゃくなげ
- ・小木福祉保健センターつくし
- ・赤泊福祉保健センターやすらぎ

(3) 地域交流センター（温泉、プール、宿泊施設）の経営

地域交流センターは、26年度までの譲渡契約期間のなか、24年度は市補助金が受けられる最終年度であります。利用者の増加に向けての営業活動や物品販売の強化及び施設の活用等で増収に努めると共に、物品の共同購入や施設内の業務委託の一体化及び計画的な修繕等で、一層の経費節減に努めます。

- ・地域交流センターワイドブルーあいかわ
- ・地域交流センター金井温泉金北の里
- ・地域交流センター新穂湯上温泉
- ・地域交流センター畑野温泉松泉閣

(4) 高齢者住宅の経営

高齢者が安心して、健康で明るい生活を送れるよう住宅を提供し、支援します。

- ・畑野高齢者住宅やわらぎの里

7 子育て支援の取り組み

(1) ファミリーサポートセンター受託

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するとともに、地域の子育てを支援します。

(2) 児童館「ちのわの家」の管理運営

健全な遊びを通して児童の健全育成と保護者家庭の福祉の増進に努めます。

8 福祉情報の提供・啓発活動の推進

(1) 社会福祉大会の実施

市民ならびに福祉関係者の参加のもと、第 9 回佐渡市社会福祉大会を開催し、住民参加による福祉の島づくりのための理解並びに意識の高揚を図ります。

(2) 佐渡市社協だよりの発行

市民の福祉への関心を高めるため、社協事業や地域での福祉活動等の紹介をすることで、活動への参加意識などの啓発を図ります。

(3) ホームページの活用

市民が必要とする情報及びサービスはインターネットで見ることができるようにホームページに掲載します。

(4) 福祉まつり等の実施

施設を開放し、利用者はもとより、ボランティア、一般市民などが広く参加するなかで各種の出し物や企画を楽しむとともに社協を理解してもらいます。

(5) 福祉バザーの支援

福祉バザーの協力支援を行います。

(6) 訪問介護員養成研修 2 級課程の実施

佐渡島内における介護人材育成の一助として、県から介護員養成研修訪問介護員養成事業者の指定を受け、養成研修を実施し、介護基盤の整備を図ります。

9 法人運営機能

(1) 理事会の開催

業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行います。

(2) 評議員会の開催

運営管理上の重要事項及び事業執行上の基本方針について審議決定を行います。

(3) 監事会の開催

運営管理、業務の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。

(4) 委員会の開催

法人経営及び各種事業の適正な運営を図るため、法人運営委員会、地域福祉委員会及び介護サービス委員会において所管する事業の検討を行います。

(5) 経営会議

会長、副会長に対し業務執行上の近況報告をし、法人全体の事業運営及び経営について協議します。(月 1 回)

(6) 支所長会議

各支所の近況報告及び、当面する課題についての方策を検討します。

(7) 役員研修の実施

法人運営機能の強化、社会情勢の変化への機敏な対応、危機管理の徹底などの様々な課題を解決するため、また、先駆的、開拓的な事例を吸収し、社協の強化と発展を図るため、役員研修を実施します。

(8) 事業評価の実施

管理サイクル（計画、実行、評価、改善）を徹底し、サービスの維持・向上、継続的な業務改善を行います。

(9) 会員組織拡充の推進

会員は減少傾向にあるが、社協事業の PR 等により社協への理解と賛同を得ることで、一般会員及び賛助会員の加入の促進に努めます。

(10) 人材育成の推進

- ・庶務部会でテーマをまとめ、多数の職員が受講できる形で自主研修を実施します。
- ・市、県、県社協等が開催する体系的な研修会を計画的に受講させ、職員の資質向上を図ります。また、参加者は研修内容について伝達研修を行い、自己学習の推進と知識向上を図ります。

(11) 人事考課制度の取り組み

公平処遇、働きがいのある職場づくり、効率的な事業運営を図るために人事考課制度の要綱作成及び職員研修に取り組みます。

10 その他の取り組み

(1) 戦没者慰霊祭の実施

戦没者の慰霊のため、戦没者慰霊祭を実施・協力支援を行います。また、慰霊祭の方法について遺族会や市と協議します。

(2) 佐渡市老人クラブ連合会の事務・事業協力

佐渡市老人クラブ連合会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(3) 佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務・事業協力

佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(4) 佐渡市手をつなぐ育成会の事務・事業協力

佐渡市手をつなぐ育成会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。